



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

## 今月のNEWS(全般)

NEWS1. 新東名高速道路一部開通

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 税制改正 (貸倒引当金)

## NEWS1. (新東名高速道路一部開通)

4月14日午後3時に新東名高速道路が開通しました。今回開通された御殿場JCT—三ヶ日JCT間は高速道路史上最長となる約162kmで、周辺地域からは渋滞緩和のみならず、観光客増加の期待も集まっています。また、同高速道には観光目的でも楽しめるSAが多数展開されています。ドライブ中に立ち寄る休憩スポットとして、近隣住民の買い物&食事スポットとして使えるショップや設備が整っている点が特徴です。

SA内とは思えない店舗数と販売商品で話題を集めた東名高速道路海老名SA上りの複合商業施設『EXPASA(エクスパサ)』を仕掛けたNEXCO中日本が、新東名高速で新たに生み出すブランドが『NEOPASA(ネオパーサ)』で、今回開通した162kmの区間には、4つの異なるコンセプトの複合商業施設をオープンしました。

日本の新たな大動脈として注目されている新東名は今回の開通後、2014年度に浜松いなさJCT—豊田東JCT間を開通させ、2020年度に海老名南JCT—豊田東JCT間・全長254kmの全線開通を目指しており、東名高速と比べるとカーブや坂道がゆるやかであることから、運転しやすい道路と同高速道に設けられた個性的なSAは、“SAに遊びに行く”という新たな楽しみをもたらしてくれそうです。

## NEWS2. (書籍の紹介)

『幸せのタネをまくと、幸せの花が咲く』

仏教の教えをベースに、心にストンと入るシンプルでやさしい文章が、頑固な気持ちを和らげてくれる本です。

人に言えない悩みや、心にもやもやを抱えている人はぜひ手に取ってみてください。まるで、腕の良い整体師さんに出会えたような感覚で心のコリがほぐれます。

読み終わった時には、悩みを根本から解決するための、ちょっとした考え方のコツが身についているはずです。



**情報会員募集中** 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。お申し込み・ご質問等は、[info@asahitax.or.jp](mailto:info@asahitax.or.jp) または下記までお問合せ下さい。  
※お問合せ先:朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480  
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

## NEWS3. (税務)

## Question

貸倒引当金制度が改正されたと聞きました。具体的に改正の詳細を教えてください。

## Answer

貸倒引当金制度の適用法人が一定の法人に限定することとされ、適用法人に該当しない法人については経過措置が設けられているものの、将来的には貸倒引当金繰入額の損金算入ができないこととなります。



## 【解説】

〈貸倒引当金制度の改正〉

**平成24年4月1日以後に開始する事業年度**については貸倒引当金制度の適用法人が以下の法人に限定することとされました。

- ① 中小法人等…資本金1億円以下の普通法人(資本金5億円以上の法人(大法人)との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等は除く。)、公益法人等、協同組合等及び人格のない社団等
- ② 銀行、保険会社その他これらに準ずる法人
- ③ 売買があったものとされるリース資産の対価の額に係る金銭債権等一定の金銭債権を有する法人

## 〈経過措置〉

次のイからハマまでに該当する各事業年度については、改正前の規定により計算した個別貸倒引当金繰入限度額又は一括貸倒引当金繰入限度額にそれぞれの割合を乗じた金額を繰入限度額とする措置が講じられました。

- イ 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する事業年度 … 4分の3
- ロ 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度 … 4分の2
- ハ 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度 … 4分の1

適用法人に該当しない法人については、この経過措置により、平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度から直ちに貸倒引当金の繰入額の全額が損金不算入となることはありません。

## 根拠条文等

国税庁「法人税関係法令の改正の概要」

ご質問等は、[info@asahitax.or.jp](mailto:info@asahitax.or.jp) または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850